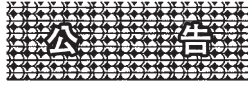


「 〃 第一支所 〃 」に、
 「 〃 安茂里支所 〃
 〃 長野駅東口支所 〃 を
 〃 小市出張所 〃 」
 「 〃 安茂里支所 〃 」に改め
 る。

会計課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年9月29日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び数量
歩道用小型除雪機械(手押しタイプ) 12台
- (2) 物品等の特質
入札説明書のとおり
- (3) 納入期限
平成15年11月28日
- (4) 納入場所
入札説明書のとおり
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
 長野県総務部管財課
 電話 026(235)7079

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含みます。)
ア 日時 平成15年10月14日 午前11時
イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2
(県庁専用郵便番号 380-8570)
長野県総務部管財課
 - (3) 開札の日時及び場所
ア 日時 平成15年10月14日 午後3時30分
イ 場所 長野県庁本館入札室
 - (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (7) 契約書作成の可否
必要とします。
 - (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書によります。

管財課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年9月29日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年9月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 夢田舎・信州田舎暮らしの会
- 3 代表者の氏名
木原一夫
- 4 主たる事務所の所在地
飯山市大字豊田6786番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、長野県飯山市にある地域の歴史、文化、風土、人

と人とのふれ合いを大切に、グリーンツーリズムによる都市と農村の交流に興味を持つ人々に対し、地域のすべての業種が一体となり、体験施設及び地域の自然と伝統工芸体験等の情報提供に関する事業を行い、活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

平成15年9月29日

長野県知事 田中康夫

調査を行った者の名称	成果の名称	調査を行った期間	調査を行った地域	認証年月日
伊那市	地籍簿及び地籍図	平成13年度から平成14年度まで	大字西箕輪の一部	平成15年9月29日
南佐久郡佐久町	地籍簿及び地籍図	平成13年度から平成14年度まで	大字大日向の一部	平成15年9月29日
東筑摩郡四賀村	地籍簿及び地籍図	平成13年度から平成14年度まで	大字殿野入、大字金山町、大字保福寺町の各一部	平成15年9月29日
南佐久郡白田町	地籍簿及び地籍図	平成13年度から平成14年度まで	大字入澤の一部	平成15年9月29日

農村整備課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、穂高都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成15年9月29日

長野県知事 田中康夫

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 平成15年10月29日(水) 午後7時00分から
- (2) 開催場所 穂高町役場 保健センター 2階会議室

2 都市計画案の概要

- (1) 都市計画案
穂高都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定める。
- (2) 案の閲覧
公告の日から平成15年10月14日(火)まで、3の(3)の場所において閲覧に供する。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書(以下「公述申出書」という。)を提出すること。

- (1) 公述申出のできる者
都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者
- (2) 公述申出期間
公告の日から平成15年10月14日(火)まで(郵送の場合は、同日までに到着したものに限る。)
- (3) 公述申出書の提出先
長野県土木部都市計画課、豊科建設事務所管理計画課、穂高町都市計画課
- (4) 公述申出書の様式
別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知する。
なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止する。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先に行うこと。

(別紙様式)

公 述 申 出 書

(整理番号)

穂高都市計画における都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の素案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し上げます。

平成 年 月 日

長野県知事 田中康夫 様

公述申出人

住 所 〒

ふりがな
氏 名

(電話)

意見の要旨

- (備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。
2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。
3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、梓川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成15年9月29日

長野県知事 田 中 康 夫

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 平成15年10月31日(金) 午後7時00分から
(2) 開催場所 梓川村役場 大会議室(保健センター)

2 都市計画案の概要

- (1) 都市計画案
梓川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定める。
(2) 案の閲覧
公告の日から平成15年10月14日(火)まで、3の(3)の場所において閲覧に供する。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書(以下「公述申出書」という。)を提出すること。

- (1) 公述申出のできる者
都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者
(2) 公述申出期間
公告の日から平成15年10月14日(火)まで(郵送の場合は、同日までに到着したものに限り。)
(3) 公述申出書の提出先
長野県土木部都市計画課、豊科建設事務所管理計画課、梓川村企画振興課
(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知する。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止する。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先に行うこと。

(別紙様式)

公 述 申 出 書		(整理番号)	
<p>梓川都市計画における都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の素案に対して、次のとおり意見を述べたいので申出ます。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>長野県知事 田中康夫 様</p> <p>公述申出人</p> <p>住 所 〒 _____</p> <p>ふりがな _____</p> <p>氏 名 _____</p> <p style="text-align: center;">(電話 _____)</p> <p><u>意見の要旨</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>			<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。</p> <p>2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。</p> <p>3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。</p>			

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、三郷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成15年9月29日

長野県知事 田 中 康 夫

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 平成15年10月27日(月) 午後7時00分から
- (2) 開催場所 三郷村役場 3階 講堂

2 都市計画案の概要

- (1) 都市計画案
 - 三郷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定める。
- (2) 案の閲覧
 - 公告の日から平成15年10月14日(火)まで、3の(3)の場所において閲覧に供する。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書(以下「公述申出書」という。)を提出すること。

- (1) 公述申出のできる者
都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者
- (2) 公述申出期間
公告の日から平成15年10月14日(火)まで(郵送の場合は、同日までに到着したものに限り。)
- (3) 公述申出書の提出先
長野県土木部都市計画課、豊科建設事務所管理計画課、三郷村建設耕地課
- (4) 公述申出書の様式
別紙様式のとおり
- 4 公述人の選定
あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知する。
なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止する。
- 5 その他
この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先に行うこと。

(別紙様式)

公 述 申 出 書 (整理番号)

三郷都市計画における都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の素案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し上げます。

平成 年 月 日

長野県知事 田中康夫 様
公述申出人

住 所 〒 _____

ふりがな 氏 名 _____

(電話 _____)

意見の要旨

(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。
2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。
3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA 4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、堀金都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成15年 9 月29日

長野県知事 田 中 康 夫

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 平成15年10月30日(木) 午後7時00分から
- (2) 開催場所 堀金村役場 別館大会議室

2 都市計画案の概要

(1) 都市計画案

堀金都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定める。

(2) 案の閲覧

公告の日から平成15年10月14日(火)まで、3の(3)の場所において閲覧に供する。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書(以下「公述申出書」という。)を提出すること。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成15年10月14日(火)まで(郵送の場合は、同日までに到着したものに限る。)

(3) 公述申出書の提出先

長野県土木部都市計画課、豊科建設事務所管理計画課、堀金村建設課

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知する。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止する。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先に行うこと。

(別紙様式)

公 述 申 出 書	(整理番号)
<p>堀金都市計画における都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の素案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>長野県知事 田中康夫 様 公述申出人 住 所 〒 _____</p> <p style="text-align: center;">ふりがな 氏 名 _____ (電話 _____)</p> <p><u>意見の要旨</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>(備考) 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。</p> <p>2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。</p> <p>3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。</p>	

(注) 用紙はA 4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年9月29日

長野県立阿南病院長 温田 信夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品及び数量

全自動散薬分包機 トーション i o -9090 一式

(2) 物品等の特質

仕様書のとおりです。

(3) 納入期限

平成15年12月4日

(4) 納入場所

長野県立阿南病院

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

(5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

下伊那郡阿南町北条2009-1

長野県立阿南病院 事務局庶務係

電話 0260(22)2121 内線 205

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年11月5日 午後2時

イ 場所 長野県立阿南病院 講堂

(3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成15年11月4日 午後5時(必着)

イ 場所 下伊那郡阿南町北条2009-1(郵便番号399-1501)
長野県立阿南病院 事務局庶務係

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要です。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書及び仕様書のとおりです。

医務課県立病院室

正 誤

平成15年9月11日付け長野県告示第448号「過疎地域自立促進特別措置法に基づき県が実施する市町村道の改築工事」中

ページ	箇所	誤	正
3	路線名	本谷線	1号線